

新型コロナウイルス関連情報（12月4日）

【CDCによる自主隔離期間についての指針改定】

12月2日、米国疾病予防管理センター（CDC）は、新型コロナウイルス感染症に関する自主隔離期間の指針について、これまでの14日間から10日間に短縮しました。

ただし、CDCの指針には強制力がなく、また、同指針では「各州等地方自治体の指示や規定」に従うことを案内していますので、米国渡航に際しての自主隔離については渡航を予定している各州等の情報を確認してください。

4日現在、当館管内ではニューヨーク州及びペンシルバニア州が独自の規定を設けています。詳細は下記、当館管内の各州の措置をご覧ください。

（関連サイト）

<https://wwwnc.cdc.gov/travel/notices/covid-4/coronavirus-japan>

[https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/after-travel-](https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/after-travel-precautions.html)

[precautions.html](https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/after-travel-precautions.html)（注：同サイトには日本語訳も掲載されていますが、4日現在、今回の指針の改定が反映された内容にはなっていないのでご注意ください。

（当館管内の各州の措置）

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/states.html>

（CDCの指針改定に伴う米国への渡航者に対する自主隔離期間の概要）

CDCが旅行健康情報の警戒レベル2、3及び4（注：4日現在、日本はレベル4に指定）に指定する国・地域から米国に入学する渡航者に対する自主隔離期間が以下のとおり改定されました。

- ・米国入学後3～5日以内にウイルス検査を受け、検査が陰性の場合は入学後の自主隔離は7日間で終了する。
- ・米国入学後にウイルス検査を受けない場合、入学後、10日間の自主隔離を求める。

【州政府等による措置等のポイント】

（NY州）クオモ知事のメッセージ（11月30日～12月4日）

・12月3日、前日時点での陽性率が4.84%（9855件/20万3440件）、入院者総数が4,063人、死者数が61人となり、入院者数が5月以来初めて4,000人を上回ったことを受け、引き続き感染防止対策を徹底して欲しい旨を発表。

・12月3日、感染の拡大を受け、Prescriptive Healthと提携し150の検査会場を追加することを発表。

- Prescriptive Healthのウェブサイト：<https://prescriptive.com/>

・12月2日、12月7日（月）から月曜・水曜・金曜に定例記者会見を再開することを発表。

- 記者会見のためのウェブサイト：<https://www.ny.gov/>

・12月2日、新規感染者の内70%が家庭や少人数での集会で感染しているデータを示し、室内での感染拡大に注意を払うよう要請。

・11月30日、州内での入院患者数が増えていることを受け、病院の収容力を高めるための新たな指針を発表。

<https://twitter.com/NYGovCuomo/status/1333465929213210624>

・11月30日、現在のクラスター内のゾーンの定義について、病院の空き病床率やICU利用率を加味した上で、ゾーン決定の際の定義を見直していることを発表。サンクスギビング後の感染拡大を見極めて実施する方針。あわせて、従来のイエローゾーン、オレンジゾーン、レッドゾーンに加えて、病院の状況を加味した“Emergency Stop”の段階を新たに設けることを発表。

・11月30日、学校、特にK-8の学校についてはウイルス検査を実施の上、授業を続ける方針であることを発表。

・11月30日、州内での感染拡大を受けて、それに対処するための5つの戦略を次のとおり発表。(1)入院患者及び病院の余力に注目する、(2)ウイルス検査の体制を拡充する、(3)学校でのウイルス検査体制を充実させる、(4)室内において少人数で集まることが感染拡大の最大の原因であることを周知する、(5)公正で安全なワクチン配布の方針を決定する。

(NY州) クラスター情報の更新 (11月30日～12月4日)

・今週のクラスターの追加・解除・変更は特にありません。現在州がゾーンの定義を再検討しています。

・クラスターの説明：NY州は、感染状況を踏まえてクラスターを特定した上で、クラスター内の感染率等に応じてレッドゾーン、オレンジゾーン、イエローゾーンを指定しています。ゾーンに指定されたエリアではレストランの閉鎖、ビジネスの閉鎖、学校の閉鎖等の規制が設けられています。

・各ゾーンの位置、規制内容等については、以下のウェブサイトでご確認になれますのでご利用ください。

－ ゾーンの位置：<https://forward.ny.gov/>

－ ゾーンの規制内容：<https://forward.ny.gov/cluster-action-initiative>

－ 住所がゾーンに含まれているかの確認：
<https://covidhotspotlookup.health.ny.gov/#/home>

(NJ州) マーフィー知事のメッセージ (11月30日～12月4日)

・12月2日、不要不急な州外への移動は避けるよう呼びかけ。もし州外(近隣のNY, CT, DE及びPA各州は除く)からNJ州へ戻ってきた場合、検査を受け、14日間の自主隔離を行うことを推奨する旨呼びかけ。

・11月30日、屋外での集まりの人数制限について、12月7日(月)午前6時より、2

5人までとする旨発表。但し、冠婚葬祭や政治・宗教的行事は対象外。

あわせて、12月5日（土）午前6時から来年1月2日（土）まで、屋内における若者及び大人によるスポーツの試合や練習は禁止する旨発表。ジムやフィットネスは引き続き継続可。

<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20201201a.shtml>

（PA州）ウォルフ知事のメッセージ（11月30日～12月4日）

・12月4日、入院者数は5,000名、ICUでの治療者数は1,000名を超え、一日当たりの新規感染者数は11,763名とこれまでで最多となった。一部ではすでにICU病床数が不足している郡や医療スタッフが不足しつつある地域もある。医療機関のひっ迫は地域住民全員にとっての危機であり、他人事ととらえず、感染防止策を怠らないようにしてほしい。

<https://www.media.pa.gov/pages/health-details.aspx?newsid=1175>

（フィラデルフィア市）ケニー市長のメッセージ（11月30日～12月4日）

・12月4日、フィラデルフィア市における新型コロナウイルスによる死者数が累計2,000名を超え、感染が広がっていることに懸念を示し、感染防止対策のより一層の徹底を呼びかけ。

<https://www.phila.gov/2020-12-04-city-provides-update-on-covid-19-for-friday-december-4-2020/>

・12月1日、新型コロナウイルスにより影響を受けている事業者への支援の観点から、レストラン・バー等に関する使用・占有税（Use & Occupancy tax）の算定方法の変更、ごみ処理費用の納入期限の延期等を発表。

<https://www.phila.gov/2020-12-01-city-provides-update-on-covid-19-for-tuesday-december-1-2020/>

（DE州）カーニー知事のメッセージ（11月30日～12月4日）

・12月3日、自宅待機に関する勧告を発表。12月14日（月）から来年1月11日（月）にかけて、屋内にて、一緒に暮らしている者以外の者との集まり等は控えるよう呼びかけ。出勤等は対象外。また、屋内においてマスクの着用を義務づける旨発表。

・12月3日、学校に関し、12月14日（月）から来年1月8日（金）にかけては、対面式での授業は停止し、1月11日（月）以降、ハイブリット方式で再開することを推奨する旨発表。

<https://news.delaware.gov/2020/12/03/governor-carney-announces-stay-at-home-advisory-universal-indoor-mask-order/>

<https://news.delaware.gov/2020/12/03/message-from-governor-carney-on-covid-19/>

- ・ 11月30日、州内のウイルス検査場の情報を更新。

<https://news.delaware.gov/2020/11/29/governor-carney-dph-dema-announce-community-covid-19-testing-sites-6/>

(WV州) ジャスティス知事のメッセージ (11月30日～12月4日)

- ・ 12月4日、ワクチンの第一弾として6万回分を入手することを発表したうえで、最初はヘルスケアワーカーが摂取することなどの配布計画を発表。

<https://governor.wv.gov/News/press-releases/2020/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov.-Justice-announces-initial-allocation-plan-for-COVID-19-vaccine.aspx>

- ・ 12月2日、家庭内での検査キット(in-home testing kits)を無償にて配布することを発表。検査会場などで身分証を提示することで取得が可能。保険に入っている必要はない。

- 家庭用検査キットに関する情報：<https://learn.vaulthealth.com/wv/>

- 州内の検査会場：<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/pages/testing.aspx>

- ・ 11月30日、州内の全病院に感染の拡大に備えた体制を構築するように要請。

(PR準州) バスケス知事のメッセージ (11月30日～12月4日)

- ・ 12月3日、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するため、12月7日(月)から来年1月7日(木)までの間、経済活動の毎週日曜日における中止、マリナーの閉鎖、午後8時半以降の企業活動の禁止、午後9時から午前5時までの外出禁止(エッセンシャル・ワーカーや食料の配達員は午後11時まで勤務可能)等を発表。

https://basecero.ogp.pr.gov/apex/apex_util.get_blob?s=33571600657804&a=161&c=112063554695324788&p=15&k1=5083&k2=&ck=gDtotZoH13ibLyNfyegtXWmdJfITBwb8ySbcvMBwUknZFJab3HlX3ptfjd0qQYuEx3n_X1HkMdbN0lidwg7fJA&rt=IR

【感染者数等に関する情報】

12月4日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

- ・ ニューヨーク州：感染者数 674,093名 死者数 26,955名
ニュー YORK 市：感染者数 348,336名 死者数 16,256名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

- ・ ニュージャージー州：感染者数 356,662名 死者数 15,419名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

- ・ ペンシルベニア州：感染者数 398,600名 死者数 11,113名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

- ・ デラウェア州：感染者数 38,398名 死者数 782名

<https://coronavirus.delaware.gov/>

・ウエストバージニア州：感染者数 52,172名 死者数 799名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

・コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 41,535名 死者数 1,545名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

・プエルトリコ：感染者数 96,382名 死者数 1,173名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

・バージン諸島：感染者数 1,613名 死者数 23名

https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【ビジネス関連情報】

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

・当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。(電話：212-371-8222)

【ご来館にあたっての留意点】

◎当館では新型コロナウイルスの影響下においても、在留邦人の皆様に可能な限り安全に領事業務を継続的に御利用いただけるよう、ニューヨーク州及び市当局のガイドライン等を踏まえて、待合室内の過密化防止の観点から予約制をとっておりますのでご留意ください。

◎限られた人員での対応となりますので、急を要しない案件については、後日、状況が落ち着いてからご来館をいただきますよう、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09:30 - 13:00

（ビザ申請受付：12:00-13:00、ビザ交付：9:30-12:00）

3 ご来館にあたり事前予約を必要とする手続

パスポートの申請、戸籍・国籍関係の届出、在留証明等の各種証明の申請、ビザの申請。
なお、(申請後の)パスポートの受け取り、ビザの受け取り、在留届のご提出、在外選挙人名簿への登録申請等につきましては予約の必要はありませんので上述の窓口時間に来館可能です。

4 予約方法・予約専用電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、予約は一元的かつリアルタイムに受け付ける必要があることから、予約専用電話のみにて対応させていただきます。

予約専用電話番号：

パスポート、証明、戸籍・国籍関係 (212) 371-8222 内線486
ビザ関係 (212) 371-8222 内線492

(注：代表電話につながり次第、(日本語案内の1を押さずに)内線486又は492を押してください。)

予約受付時間： 月曜日～金曜日の09：30～16：00 (除、休館日)

5 予約受付時間

月曜日～金曜日の09：30～16：00 (除、休館日)

予約専用電話は、できるだけ多くのお電話に対応できるようにするため、各手続きの詳細についてのご案内はできかねますので、あらかじめご理解をお願いいたします。

現在、予約については限られた窓口業務時間内での対応となるため2週間先の予約まで埋まる傾向にあります。このため予約をされる際には余裕を持った申し込みをお願いいたします(予約は5週間分の予約を受け付けております)。お急ぎの事情がある場合には予約の際にご説明ください。

なお、予約受付については午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。

6 補足

(1) 急を要しない案件(パスポートの有効期間が6か月以上残っている方の切替申請など)については、状況が落ち着いてからご来館をいただきますようお願いいたします。

(2) 窓口で使用する筆記具について、可能な限りご自身の筆記具(黒色ボールペン)をご持参いただきますようお願いいたします。

(3) ご来館の際にはマスク着用をお願いするとともに、ご来館時に当館ビル1階において検温を実施しております。万が一体調が悪い場合にはご来館をお控えください。

【医療関係情報】

・CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY 市の場合は 311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。
緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。
以下の URL をご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館
[299 Park Avenue](#)、18th Floor、New York、NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
